

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
株式会社 アレスコ	石岡市鹿の子一丁目 18 番 12 号	3-015754

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2. 指名停止措置期間

平成 30 年 1 月 11 日～平成 30 年 2 月 10 日 (1 か月間)

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する工事及び物品調達等

4. 事実概要

(株)アレスコは, 平成 29 年 12 月 18 日に, 茨城県土浦土木事務所で行われた道路改良舗装工事の一般競争入札において落札者となったが, 契約締結を辞退した。

5. 指名停止理由

落札決定後に契約を辞退したことは, 「茨城町建設工事等登録業者指名停止等措置要領」(平成 29 年要領第 3 号) 第 2 条第 1 項及び別表第 2 第 1 5 号ウ及び「茨城町物品調達等登録業者指名停止要領」(平成 29 年要領第 4 号) 第 2 条第 1 項及び別表第 1 9 号に該当すると認められる。

〈指名停止措置要領別表第 2〉

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか, 業務に関し, 次に掲げる不正又は不誠実な行為をし, 工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき ア, イ (略) ウ その他, 業務に関し不正又は不誠実な行為があったと町長が認めたとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

〈指名停止措置要領別表〉

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 1 9 前各号に掲げる場合のほか, 業務に関し不正又は不誠実な行為をし, 物品調達等の契約の相手方として不適當と認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 4 0 - 7 1 2 3 (ダイヤルイン)